

## 池田町ふるさと支援まちづくり寄附金協力事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による岐阜県池田町（以下、「池田町」という。）への寄附促進と地元特産品などのPR、販売促進及び地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、池田町に寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し贈呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という。）を提供していただける事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集するための要領です。

なお、受付サイト「ココふる」に関する掲載要件・返礼品等は、別途定めます。

### 2 協力事業者の募集要件

協力事業者は下記の要件を全て適合している必要があります。ただし、下記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (ア) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が池田町内にある法人・団体又は個人事業者であり、各種法令規則に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (イ) 池田町製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領（平成20年池田町要領第1号）に基づく指定停止を受けていないこと。本町の競争入札資格を有しない者にあつては、同要領に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていないこと。
- (ウ) 町税等の滞納がないこと。
- (エ) 池田町個人情報保護法施行条例（令和4年池田町条例第21号）、その他情報保護に係る関係法令を遵守し、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること。  
取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。
- (オ) 代表者等が、池田町暴力団排除条例（平成24年池田町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。（法人の場合は、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）

### 3 募集する返礼品

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）に該当し、かつ次の条件を満たす返礼品を募集します。
  - (ア) 池田町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、観光PRといった地域産業の振興につながる要素をもつこと。
  - (イ) 「池田町内で生産、製造、加工、販売されているもの」、「池田町産の原材料を使用しているもの」のいずれかに該当していること。自ら生産・製造したものでない場合は、返礼品とすることに生産者・製造者に同意を得ていること。

- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、あらかじめ期間を限定し、数量を明示して供給可能な場合は要件を満たすものとする。
  - (エ) ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（商品名、説明文、画像データ、協力事業者名等）の開示が可能であること。
  - (オ) キャラクター等を使用する場合は、著作権等の権利を有する協力事業者以外の権利者の許諾を得ていること。
- (2) 返礼品の価格及び寄附金額の設定は次の要件のとおりとします。
- (ア) 返礼品の価格は、本体価格のほか梱包代金、配送料、消費税及び地方消費税を含めた価格とします。
  - (イ) 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10をかけ、1千円単位を切り上げた額として、池田町が決定します。
  - (ウ) 返礼品の価格は池田町が負担し、次項に記載する返礼品の運営委託取りまとめ業者（以下、「返礼品管理業者」という）より支払われます。

#### 4 返礼品管理業者

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があり、池田町は返礼品管理業者として下記事業者を指定しました。

協力事業者は、返礼品として採用が決定された後、返礼品管理業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

#### 【返礼品管理業者】

レッドホースコーポレーション株式会社

〒135-0015 東京都墨田区横綱 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階

株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

株式会社名古屋三越

〒460-8669 愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号

#### 5 協力事業者のメリット

- (1) 池田町が掲載を認めるふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、企業名等を掲載します。
- (2) 池田町が作成する観光パンフレット・ふるさと納税の広報等に返礼品の画像、商品名及び事業者名を掲載します。
- (3) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を梱包して発送することができます。
- (4) 協力事業者は、池田町のふるさと納税返礼品に提供していることを、商品の宣伝や自社のホームページでのPRに利用することができます。

## 6 申込方法

- (1) 申込の受付は、随時募集とします。
- (2) 返礼品の提案申込は返礼品管理業者に連絡いただくか、池田町役場ふるさと納税対策係に返礼品提案書（様式1）を提出してください。
- (3) 提案をいただいた返礼品は月毎にまとめ、月末に岐阜県へ提出して国に照会します。国から承認をえられると返礼品として採用できます。  
また、国から返礼品の内容について疑義照会がある場合は、協力事業者に連絡して疑義内容を確認し、回答を作成の上、再提出します。
- (4) 返礼品が国に承認された場合は、協力事業者の結果を連絡し、返礼品管理業者から登録の手続きについてご案内します。
- (5) 返礼品管理業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録が完了するとポータルサイトに掲載が可能となります。

## 7 返礼品の掲載停止

次の要件に該当する場合は、返礼品の掲載と取り扱いを停止します。

- (ア) 協力事業者が、返礼品の掲載停止を申し出たとき。
- (イ) 協力事業者が本要領「2 協力事業者の募集要件」に定める要件に該当しない、又は登録された返礼品が本要領「3 募集する返礼品」に定める要件を満たさなくなったとき。
- (ウ) 国が定めるふるさと納税制度が改正され、登録された返礼品が地場産品基準に該当しないと判断されたとき。
- (エ) 返礼品の生産、製造若しくは販売が中止、又は廃止されたとき。
- (オ) 協力事業者、又は返礼品の申込内容に虚偽があったとき。
- (カ) 池田町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (キ) その他、池田町がふるさと納税の運用に重大な支障があると判断したとき。

## 8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ登録された返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに返礼品管理業者へ報告し、承認を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について返礼品管理業者へ報告するものとします。また、品質保証については、万全を期してください。
- (3) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、申し込みや買い取りを確約するものではありません。

### 【問い合わせ先】

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1

池田町役場 総務部 財政課 財政係

TEL:0585-45-3111(内線 244, 246) FAX:0585-45-8314

E-mail:furusato@town.gifu-ikeda.lg.jp